

(10) 病児・病後児保育事業

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、医療機関等に付設された専用スペース等で児童を一時的に預かる事業です。

●量の見込み及び確保方策

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
量の見込み（年間のべ利用人数）	3,651	3,599	3,500	3,393	3,339	（人）
確保方策（提供量）	3,651	3,599	3,500	3,393	3,339	（人）
病児保育事業 北部	2					（箇所）
南部	1					（箇所）
病後児保育事業 北部	1					（箇所）
南部	1	1	1	1	1	（箇所）

市域全体での病児・病後児保育事業の量の見込みを確保するため、国道163号を境に南北に区割りし、病児保育室については北部に2か所、南部に1か所の設置を目安とし、病後児保育室については北部及び南部に1か所ずつの設置を目安とします。

今後、実際の利用状況や利用ニーズを踏まえ、適切な事業実施に努めます。

参考：これまでの利用実績

病児保育（現在 北部1箇所）

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	
年間のべ利用人数	736	743	860	425	（人）

病後児保育（現在 南部1箇所）

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	
年間のべ利用人数	—	—	24	13	（人）

※平成29（2017）年度から実施

